

○山梨市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱

令和3年3月26日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、国の社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づく木造住宅居住安全支援事業の助成を予算の範囲内において行うこととし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次の全てに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

イ 木造在来軸組工法で建てられた住宅

ウ 2階建て以下で延床面積300平方メートル以下の住宅（長屋、共同住宅及び借家を除く。）

エ 個人が所有する山梨市内に在る住宅で、居住している又はこれから居住する住宅

オ 併用住宅については、延床面積の過半が住宅として使用されている住宅

(2) 木造住宅耐震診断 既存木造住宅に対して実施する、次のいずれかに該当するものをいう。

ア （一財）日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断又は精密診断若しくは協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行う精密検査

イ 山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習会に基づいて行う耐震診断

(3) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士の資格を有する者が、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却におけ

る耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日付け国住市第40号）の旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（様式第12号）に基づいて行う耐震診断をいう。

(4) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が、「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した、建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。

(5) 総合評点 協会が定めた耐震診断の判定基準によって、山梨県木造住宅耐震診断技術者が診断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。

(6) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。

(7) 建替え工事 次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。

ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

(8) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）で定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(9) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

（補助の対象者）

第3条 補助の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

(1) 過去に山梨市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成17年山梨市告示第108号）又は山梨市木造住宅耐震化建替事業費補助金交付要綱（平成22年山梨市告示第24号）による補助金の交付を受けていない既存木造住宅の所有者又は所有者の三親等以内の親族（賃貸借契約等による使用形態でないもの）

(2) 市税を滞納していない者

（補助の対象工事）

第4条 既存木造住宅について行う耐震改修工事又は耐震建替え工事とする。

2 建替えの場合は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること

3 建替えの場合は、原則として省エネ基準に適合すること

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、1棟当たりの耐震改修工事又は耐震建替え工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 既存木造住宅1戸あたりの補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震改修工事に係る経費以内かつ

1,437,500円を限度とする。

(2) 建替え工事を行う場合にあっては、既存木造住宅に対し耐震改修工事を実施し

た場合に要する経費相当分と建替え工事に係る経費を比較して低い額以内かつ

1,437,500円を限度とする。

(建替え後の住宅の構造)

第7条 建替え後の住宅の構造は、任意とする。

(補助金交付申請及び決定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けた耐震改修工事又は耐震建替え工事（以下「補助事業」という。）が次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所又は施行方法の変更

(2) 補助事業に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、補助

事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難の場合は、速やかに補助事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、補助事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業計画完了実績報告書（様式第8号）に別に定める書類を添付して市長に提出するものとし、提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（完了検査）

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、これを検査するものとする。

2 前項の検査において不備が判明したときは、市長は検査結果不備事項通知書により通知するものとする。

3 前項の通知書を受けた申請者は、市長が定める期日までに当該通知書にある不備事項について改善をしなければならない。

（補助金の取消し）

第13条 前条第2項及び第3項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、市長は補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 市長は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件並びにその他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、第11条の規定により完了実績報告を受けた場合は、完了実績報告書等の書類を審査のうえ適正と認められたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 申請者は、前条の確定通知を受けたときは、遅滞なく補助金支払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、当該補助事業の契約を締結した施行者等に委任する場合(以下「受領委任払」という。)は、補助金受領委任払請求書(様式第11号)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により当該補助事業の契約を締結した施行者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

(書類の整理)

第17条 申請者は、補助金の支出に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度後5年間保管しなければならない。

(補足)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(山梨市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱等の廃止)

3 山梨市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成17年山梨市告示第108号）及び山梨市木造住宅耐震化建替事業費補助金交付要綱（平成22年山梨市告示第24号）は、廃止する

附 則（令和4年3月31日告示第73号）  
（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第72号）  
この告示は、令和6年3月31日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第55号）  
この告示は、令和7年3月31日から施行する。

附 則（令和8年3月 日告示第 号）  
この告示は、令和8年3月31日から施行する。